

担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 1(3)

目次

| | | |
|----|----------------------------------|---|
| | 第 21 所有権留保契約に関する定義..... | 2 |
| 5 | 第 22 所有権留保契約の効力..... | 4 |
| | 1 留保所有権の内容..... | 4 |
| | 2 留保売主等による所有権留保動産の譲渡..... | 4 |
| | 3 留保買主等の処分権限..... | 4 |
| | 4 留保所有権の不可分性..... | 4 |
| 10 | 5 物上代位..... | 5 |
| | 6 動産譲渡担保契約の効力の規定の準用..... | 5 |
| | 第 23 留保所有権の実行等..... | 5 |
| | 第 24 破産手続等における留保所有権の取扱い..... | 6 |
| | 1 別除権等としての取扱い..... | 6 |
| 15 | 2 その他..... | 6 |
| | 3 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効..... | 7 |
| | 第 25 拡大された留保所有権..... | 7 |
| | 1 拡大された留保所有権の対抗要件..... | 7 |
| | 2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効..... | 8 |
| 20 | 3 拡大された留保所有権の性質..... | 8 |

第 21 所有権留保契約に関する定義

次の 1 から 5 までに掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

1 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。

(1) 当事者の一方に動産【適用される動産の範囲については P】の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該契約の相手方に留保することを約することを内容とするもの

(2) 動産の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約の当事者の一方が、当該契約の当事者以外の第三者に対し、当該契約の相手方に対するその目的である動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該契約の相手方が、その支払を受けたときに当該第三者に当該動産の所有権を移転することを約する契約であって、当該金銭の償還債務その他の債務を担保するため、当該債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保することを約することを内容とするもの

2 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

3 留保所有権 所有権留保契約に基づいて所有権を留保する者が所有権留保動産について有する権利をいう。

4 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

5 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、その担保する債権の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲り渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

(説明)

1 所有権留保契約に関する規律の総論について

(1) 所有権留保契約について、最判平成 30 年 12 月 7 日民集 72 卷 6 号 1044 頁（以下「平成 30 年最判」という。）は、被担保債権と目的物との牽連性の高い事案において、売買代金完済がされるまでは買主に所有権が移転しない旨を判示している。これは、目的物の所有権は売買代金の完済までは売主に留保され、売買代金完済の時点で買主に所有権が移転するため、売主の留保所有権と集合動産譲渡担保権とが競合しないという構成を採ったものと理解されている。このような判例法理も踏まえ、この資料では、被担保債権と目的物の牽連性が強い狭義の所有権留保においては、留保所有権と他の担保権との競合が生じず、対抗要件も不要であるとの平成 30 年最判の実質を維持することとしている。従来の部会資料においては、他の担保権との競合もあり得るなど、所有権留保を譲渡担保契約と同様に扱うことを提案したが、部会においては所有権留保と譲渡担保権とを同様に扱うことへの疑念も示されたこと、上記平成 30 年最判との整合性などを考慮し、これまでの資料の方向性を改めたものである。

一方で、牽連性ある金銭債務以外の債務を担保する留保所有権については、実質的に譲渡担保権に近い扱いをすべきであるという立場から規律を定めることとしている。

具体的には、本文の第 22 から第 24 までにおいては狭義の所有権留保契約に関する規律を、第 25 においてはいわゆる拡大された所有権留保に関する規律をそれぞれ定め、第 25 の拡大された所有権留保に関してのみ、第三者に対抗するための対抗要件具備が必要である旨を定めている。

(2) 狭義の所有権留保契約において、留保売主等に留保された所有権は担保目的を達成するのに必要な限度に制限されると解され、この点からすると、留保所有権について規律すべき事項は譲渡担保契約の効力における総則的な規律と類似している部分が多い。一方で、所有権留保契約も、留保買主等が動産を使用収益することを内容とする担保取引であるという点で動産譲渡担保契約と共通する性格を有することから、動産譲渡担保契約の実体的な効力に関する部分についても同様の規定を設けることとし、動産譲渡担保権の実行や破産手続等における取扱いについても、必要な範囲で同様の規定を設けることとしている。

なお、狭義の所有権留保契約の性質上、根譲渡担保契約や集合動産譲渡担保契約については想定することができないことから、これらに関する規定は設けていない。

2 所有権留保契約における定義について

本文1は、「所有権留保契約」の定義について、二者間における所有権留保契約(本文1(1))及びいわゆる第三者所有権留保契約(本文1(2))を定めるものである。

この定義については、部会資料30の第1、1と同様であり、実質的な変更はない。部会においては、第三者所有権留保契約は、その実質において、売主が、第三者に対しては動産の所有権を担保目的で譲渡し、買主に対しては設定者留保権を移転するものであるから、「譲渡担保契約」の定義に含まれるものとして扱うべきとの意見も出された。しかし、第三者所有権留保は本来その契約によって買主が目的動産の所有権を取得するはずのところ、第三者がその所有権を留保する点で、担保権の負担を負っているのは、目的動産を担保権者である第三者に移転した売主ではなく、買主である(このため、被担保債務が全額弁済された場合に目的動産の所有権が買主に移転する)。これに対し、動産譲渡担保においては、担保権の負担を負っているのは目的動産を担保権者に移転(譲渡)した者であり、このため、被担保債務が全額弁済された場合には譲渡した者が完全な所有権を回復することになる。このように、第三者所有権留保と動産譲渡担保とは異なる類型であると考えられるため、本文では、飽くまで、約定として目的物の所有権を第三者に留保する旨が定められているものについては、所有権留保契約の定義に当たるものとして規律することとしている。

なお、本文1は、牽連性ある金銭債務を担保するものであるか否かによって定義上の区別していない。

3 本文2は、所有権留保契約の目的である動産を「所有権留保動産」をいうものとするものである。

また、本文3は、「留保所有権」の定義であり、所有権留保契約に基づいて所有権を留保する者が所有権留保動産について有する権利をいうものとしている。留保売主等に留保された所有権は、担保目的を達成するのに必要な限度に制限されると解されており、その具体的な内容は、第22の1において定めている。

本文4は「留保売主等」の定義であり、留保所有権を有する者をいうものとしている。二者間における所有権留保契約においては、所有権を留保する売主等がこれに当たり、第三者所有権留保契約においては、所有権を留保する第三者がこれに該当することになる。また、被担保債権の移転により留保所有権が随伴して移転した場合には、当該留保所有権の移転を受けた者が留保売主等に当たることになると考えられる。

本文5は「留保買主等」の定義であり、被担保債権の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者をいうものとし、所有権留保動産についての権利が第三者

に譲渡された場合には、当該譲渡を受けた者をいうものとしている。

第 22 所有権留保契約の効力

1 留保所有権の内容

5 留保売主等（所有権留保動産の代金債務の元本（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。以下「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保する留保所有権を有する者に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）は、所有権留保動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

10 （説明）

所有権留保動産と牽連性のある債務のみを担保する狭義の所有権留保契約における留保所有権の内容について定めるものである。留保売主等に留保される所有権は、担保目的を達成するのに必要な限度に制限されると解されており、その効果の中心は、質権や抵当権と同様に、被担保債権について債務不履行が生じた場合に所有権留保動産から優先弁済を受けることができる点にあると考えられることから、この点を定めるものである。

2 留保売主等による所有権留保動産の譲渡

留保売主等は、実行手続によらなければ、所有権留保動産を譲渡することができないものとする。

20 （説明）

狭義の所有権留保における留保所有権の性質を定めるものである。上記のとおり、留保所有権についても、担保目的を達成するのに必要な限度に制限されると解されていることを踏まえ、上記規律を設けるものである。

3 留保買主等の処分権限

留保買主等（留保所有権（1に規定する留保所有権に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）に係る留保買主等に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）は、留保売主等の承諾を得なければ、所有権留保動産について有する権利を第三者に譲渡することができないものとする。

30 （説明）

留保買主等の所有権留保動産についての処分権限を定めるものである。前記のとおり、留保所有権について、目的物の所有権は売買代金の完済までは売主に留保され、売買代金完済の時点で買主に所有権が移転するとの理解を前提とすると、所有権留保において、留保買主等は、留保売主等の処分授権のない限り、所有権留保動産についての権利を第三者

35 に譲渡することができず、また、譲渡担保権を設定することもできないと考えられる。そこで、留保買主等は、留保売主等の承諾を得なければ、所有権留保動産について第三者に譲渡することができない旨を規律している。

4 留保所有権の不可分性

40 留保売主等は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、所有権留保動産の全部につい

て、留保所有権を行使することができるものとする。

(説明)

譲渡担保権に関する総則的規定における規律と同様の規律を設けるものである。

5 物上代位

(1) 留保所有権は、所有権留保動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって留保買主等が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、留保売主等は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。

(2) (1)前段の規定に基づいて留保売主等が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。

(説明)

留保売主等に留保された所有権は、担保目的を達成するため必要な限度に制限されると考えられていることを踏まえ、譲渡担保権の効力として規律している物上代位については、留保所有権においてもすることができることとしている。

規律の具体的内容は、譲渡担保権における物上代位と同様であるが、狭義の所有権留保においては、他の担保権との競合が生じないとの実質を維持することを前提に、後順位担保権の清算金に対する物上代位については規律を設けないこととしている。

6 動産譲渡担保契約の効力の規定の準用

部会資料 37-1 第 3 の 1 (動産譲渡担保権の及ぶ範囲) から第 3 の 4 (妨害の停止の請求等) までの規定は、所有権留保契約 (第 22 の 1 に規定する留保所有権に係るものに限る。第 24 において同じ。) の効力について準用するものとする。

(説明)

所有権留保契約が、所有権を留保売主等に留保しつつ、留保買主等が当該動産を使用収益することを内容とする担保取引であることからすれば、動産譲渡担保契約の実体的効力に関する規律部分については、基本的に同様の規律が適用されるものとするのが相当である。このような観点から、動産譲渡担保契約の効力のうち、動産譲渡担保権の及ぶ範囲 (部会資料 36 第 3 の 1)、動産譲渡担保権者による果実の収取 (部会資料 36 第 3 の 2)、動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益 (部会資料 36 第 3 の 3) 及び妨害の停止の請求等 (部会資料 36 第 3 の 4。なお、動産譲渡担保契約における妨害の停止の請求等の規律自体につき、11月7日の部会の議論を踏まえて検討中である。) に関する規定を準用することとしている。

第 23 留保所有権の実行等

部会資料 37-2 第 7 (3 (後順位の動産譲渡担保権者による実行)、5 (動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知) 及び 6 (清算金の支払に関する処分の禁止) を除く。)、第 12 及び第 13 (5 (後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等) を除く。) の規定は、留保所有権について準用するものとする。

(説明)

狭義の所有権留保契約については、後順位の権利者が現れることが想定されないことから、後順位の権利者の存在を前提とする規律及び後順位の権利者の保護を目的とする規律を準用しないこととしている。そのほかには、部会資料 31 第 4 から実質的な変更はない。

5 第 24 破産手続等における留保所有権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

- (1) 破産手続において、留保所有権（破産者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- 10 (2) 破産手続において、留保所有権（破産者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者として扱うものとする。
- (3) 再生手続において、留保所有権（再生債務者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- 15 (4) 更生手続において、留保所有権（開始前会社が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。
- (5) 特別清算手続において、留保所有権（清算株式会社が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。
- 20 (6) 承認援助手続において、留保所有権（承認援助手続に係る債務者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

(説明)

- 25 (1)、(3)及び(4)については、部会資料 32 第 2 から実質的な変更はない。
- (2)については、破産者が留保買主等としてその目的である財産について有する権利が破産財団に属しない場合について、破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者（破産法第 108 条第 2 項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有する者）として扱われることを明確化している。
- 30 (5)及び(6)については、特別清算手続及び承認援助手続においても、譲渡担保権者が、会社法及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律上の担保権者として扱われることを明確化している。

2 その他

- 35 留保所有権について、部会資料 37-2 第 14 の 2（担保権実行手続中止命令）、4（破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定）及び 5（担保権消滅許可制度の適用）と同様の規律の対象とするものとする。

(説明)

- 40 部会資料 37-2 第 14 の 2（担保権実行手続中止命令）、4（破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定）及び 5（担保権消滅許可制度の適用）

と同様である。

なお、前記のとおり、第22の1の留保所有権については、根譲渡担保契約や集合動産譲渡担保契約についての規定を設けていないことから、部会資料37-2第14の3（担保権実行手続取消命令）、6（根譲渡担保権の取扱い）、7（再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効）、8（破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力）、10（動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等）と同様の規律の対象とすることとしていない。

3 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる事由が生じたときに所有権留保契約（第21の1(1)に規定するものに限る。以下この3において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる事由を理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とするものとする。

ア 留保買主等についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったこと

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたこと

（説明）

部会資料第32第4の1から実質的な変更はない。

第25 拡大された留保所有権

1 拡大された留保所有権の対抗要件

牽連性のある金銭債務以外の債務を担保する留保所有権（以下「拡大された留保所有権」という。）は、所有権留保動産の留保買主等（拡大された留保所有権に係る留保買主等に限る。）から留保売主等（拡大された留保所有権を有する留保売主等に限る。）への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができないものとする。

（説明）

拡大された留保所有権は、目的物と必ずしも牽連性のない被担保債権を担保するものであり、実質は動産譲渡担保と異ならない。このため、形式的に所有権が移転していないことを理由として他の担保権に優先するものとするれば、留保所有権者が不当に利益を得ることになる。そこで、拡大された所有権留保については対抗要件の要否においても動産譲渡担保権と同様に扱うこととし、これを第三者に対抗するためには対抗要件が必要とすることとしている。この対抗要件の内容についても、動産譲渡担保権の設定と同様に考え、設定者である買主から担保権者である売主への目的物の引渡しとしている。買主が売主に引き渡すためには買主自身がその目的物を占有していることが必要であるから、当該引渡しと同時又はその前に売主から買主への引渡しがされていることが必要となる。

また、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産については、留保売主等を所有者とする登記又は登録があることを留保所有権の設定についての第三者対抗要件とした。

2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる事由が生じたときに所有権留保契約（第 21 の 1 (1) に規定するもので、拡大された留保所有権に係るものに限る。以下この 2 において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる事由を理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、
5 無効とするものとする。

ア 留保買主等についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったこと

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたこと

10 (説明)

部会資料第 32 第 4 の 1 から実質的な変更はない。

3 拡大された留保所有権の性質

拡大された留保所有権は、この法律の適用については、動産譲渡担保権とみなすものとする。
15

(説明)

前記のとおり、拡大された留保所有権は、動産譲渡担保権として取り扱うのが相当であることから、動産譲渡担保権とみなす旨の規律を設け、動産譲渡担保権に関する規定が適用されることとしている。